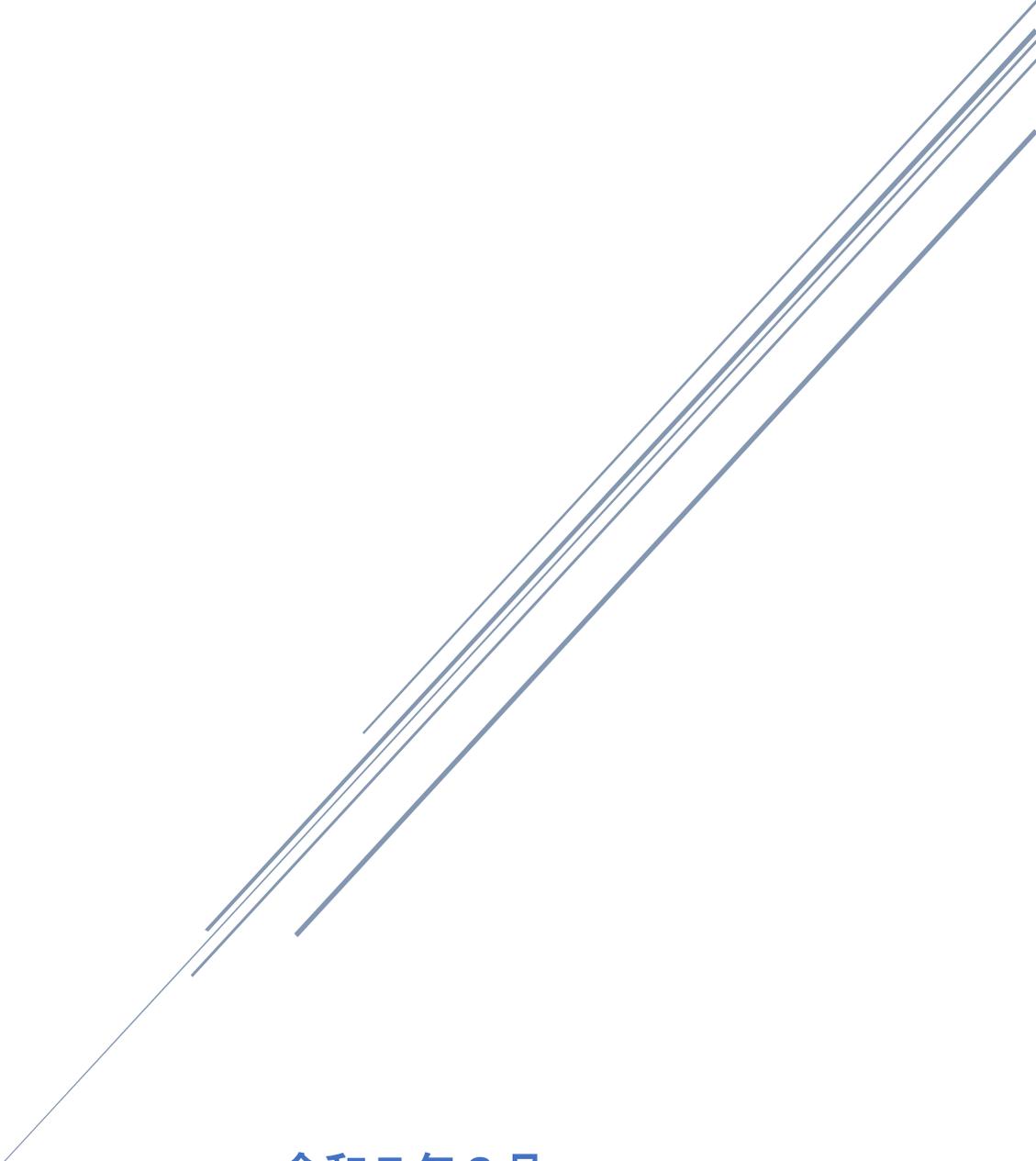


災害時のペット対策

ペット同行避難対応ガイドライン



令和7年3月

大阪市

目次

飼い主編

1. 平常時に備えておくこと 4
2. 発災時に必要な対応 10
3. 風水害の場合 13

災害時避難所編

1. 平常時に備えておくこと 14
2. ペットの一時飼育場所での対応 18

はじめに

現在、大阪市内には約9万7千頭の犬が登録されており、また、犬よりも多くの数の猫が飼育されていると推計されています。そのほかにも鳥や小動物など多くのペットが飼育されています。

このように多数のペットが飼育されている中で、大規模災害の発生を想定したペット対策をどのように講じていくかは、重要な課題です。

災害発生時に混乱を生じることがないように、ペットを飼っている人だけでなく、ペットを飼っていない人や災害時避難所（以下、「避難所」という）を運営される人など、地域の皆様に活用いただければ幸いです。

ペット同行避難ガイドライン

震災等の災害発生直後には、多くの飼い主がペットを連れて避難所へ避難することが想定されます。しかし、避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、避難所の実情に応じたペット対策を日頃から考えておくことが必要です。

本ガイドラインは、飼い主と避難所それぞれにおける「平常時の備え」及び「発災時の対応」について、標準的な対応を記載しました。

地震や台風など、様々な災害に備えるため、平常時から被災した際の対策を講じておくことが大切です。

ペット同行避難

ペット同行避難とは、大規模な災害発生時に、自宅からの避難が必要な飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所などに避難することです。

ペットとともに避難をすることを指し、避難所において飼い主がペットを同室で飼育管理することではありません。

飼い主の対応

- 平常時の備え**
- ①飼い主の明示、しつけ、健康管理
 - ②ペットのための備蓄品
 - ③一時預け先の確保
 - ④避難所運営委員会と飼い主の連絡体制

- 発災時の対応**
- ①避難先・避難方法の判断
ペット同行避難の実施
(自宅が損壊し在宅できない場合など)
 - ②避難所のペットの一時飼育場所での飼育・衛生管理
 - ③避難所で決められたペット飼育・衛生管理のルール
(以下、「ペット飼育ルール」という) 順守

避難所の対応

平常時の備え ※運営委員会が中心となり、地域の飼い主とともに検討しておきます

- ①ペットの一時飼育場所の設定
- ②ペット飼育ルールの設定
- ③防災訓練でのペット同行避難への取組

- 発災時の対応**
- ①避難者の受付
 - ②ペットの一時飼育場所への誘導
 - ③ペット同行避難者への指示
 - ④区災害対策本部への連絡
(ペット同行避難の状況等)

飼い主 編

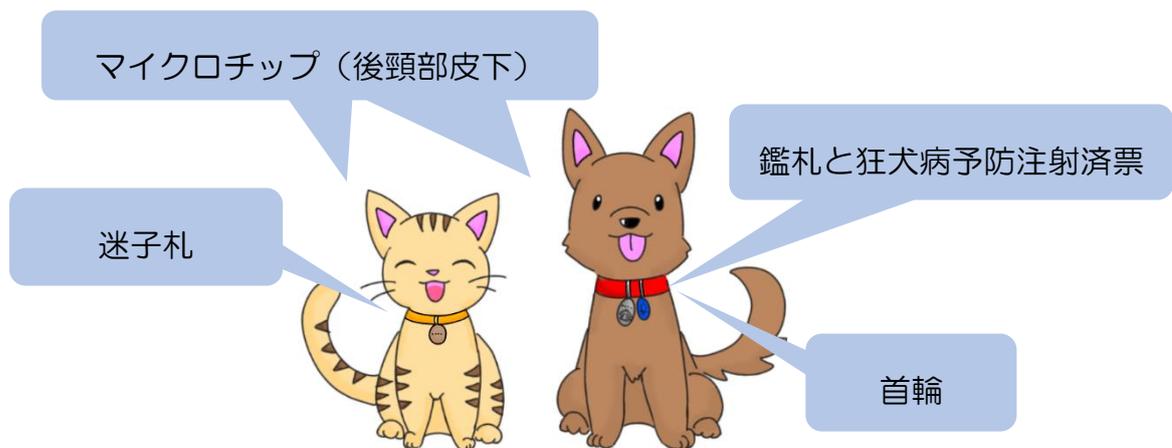
まず飼い主自身の安全、そして共に避難するペットの安全を確保してください。人とペットが安全に避難し、共同生活を送る避難先で、周りの人へ迷惑をかけずに過ごすためには、日頃からの心構えと備えが必要です。

1 平常時に備えておくこと

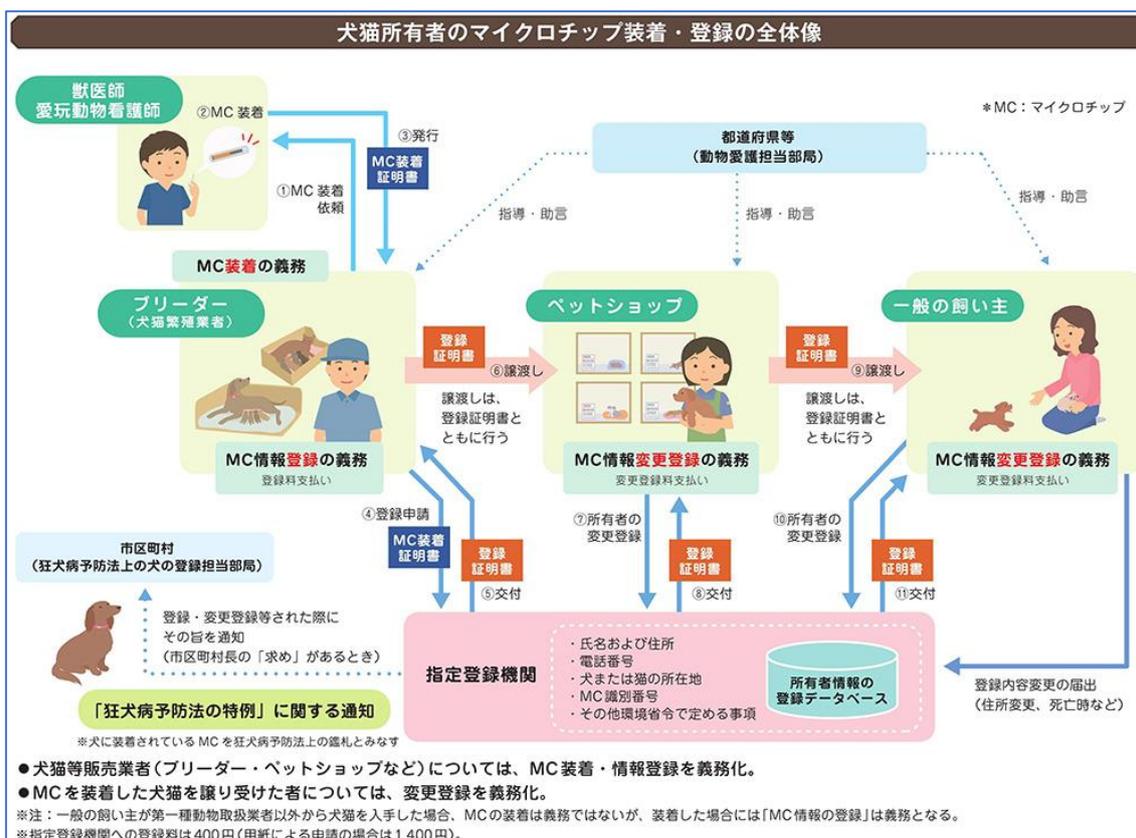
① 飼い主の明示

災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうこともあります。迷子になった動物を探す時や保護された時、必要となるのが飼い主を識別できる情報です。大切なペットのために、飼い主の明示を徹底しましょう。

また、犬の鑑札に代わり、マイクロチップにより登録する方法があります。マイクロチップは直径2 mm、長さ約8~12 mmの円筒形の電子標識器具で、15桁の数字(番号)が記録されており、一度体内に埋め込むと、脱落したり、消失したりすることはなく、半永久的に使用できる個体識別手段です。また、マイクロチップは猫などその他の動物の個体識別手段としても活用することができます。



【犬と猫のマイクロチップ情報登録について】（出典：環境省ホームページ）



②「しつけ」（社会性を身につける）

避難所でのトラブルを防止するためや他の避難者に迷惑をかけないためにも、基本的なしつけをしておきましょう。他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスを軽減することにもつながります。また、飼い主がキャリーバッグやケージを準備して日頃から慣らしておくことなど、次の点を参考に、日常生活の中で取り組んでください。

◆人や動物に慣らしておく

犬は子犬の頃から、なるべく多くの人や動物に接することで社会性をつけさせましょう。成長してからでも様々な物に慣らしていくことは可能です。

猫も、来客に遊んでもらうなど無理のない範囲で、家族以外の人にも慣らしておくといいでしょう。

◆様々な音や物に慣らしておく

いつもと違う音や物に囲まれることは、ペットにとっても大きなストレスです。いつもと違う散歩コースを歩くなど日頃からいろいろな環境を無理なく体験させておくと、環境の変化によるストレスを軽減させることができます。

◆ケージに慣らしておく

ケージやキャリーバッグは動物病院に連れて行く時だけに使うのではなく、日頃から扉を開けた状態で部屋に置き、ペットがくつろいだり眠ったりする「安心できる場所」として慣れておくようにします。避難時の速やかな連れ出しもでき、ケージの中で過ごす時間が長くなる避難生活でもペットのストレス軽減につながります。

◆むやみに吠えないようにしておく

普段はおとなしいペットでも、たくさんの人や動物が集まる避難所などでは慣れない環境によるストレスで鳴いたり吠えたりすることもあるでしょう。迷惑にならないよう、日頃からむやみに吠えないようにしておくこと、また、ストレスをやわらげられるよう、犬が吠える原因を知り、対策を考えておきましょう。

特に、要求吠えをする犬をそのままにしておくと避難所では大変困ることになりがちです。日頃から犬が吠えたときに要求をかなえたり関心を向けたりしないように心がけ、静かにしているときにほめたり要求をかなえるようにしたりして、しつけておきましょう。

◆体のどこでも触れるようにしておく

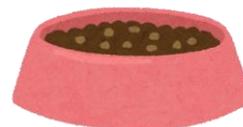
どこでも触れるようにしておくことで、災害時の健康チェックや応急処置、病院に行ったときなどにも役に立ち、安心です。足先、口元など、先端部分は敏感なので、嫌がる場合にはフードを使いながら慣らしていきましょう。

③ ペットのための備蓄品

避難所には、ペットフードやケージ等、ペット用品の備蓄はありません。また、支援物資が届くまでには相当の日数を要します。そのため、ペットと避難する際に使用するキャリーバッグやケージとともに、少なくとも5日以上（できれば7日以上）の物資を入れた「ペット用非常持出袋」を準備しましょう。

◆優先順位 1（命や健康に関わるもの）

- ・療法食
- ・フード、水（5日分以上）
- ・予備の首輪、リード
- ・食器
- ・ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能）



◆優先順位 2（飼い主や動物の情報）

- ・飼い主の連絡先
- ・動物の写真
- ・ワクチン接種状況
- ・既往歴、健康状態
- ・かかりつけの動物病院 など

自身にもしもの事があった時のために

飼い主であるあなたが、大切な家族であるペットを守るために、もしもの時に備えておくことが大切です。

大阪市「ペットもしもの安心カード」を作成しています。詳しくはHPをご覧ください。

検索

大阪市 ペット もしも

◆優先順位 3（ペット用品）

- ・ペットシート
- ・排せつ物の処理用具
- ・トイレ用品（猫の場合は使い慣れたトイレ砂）
- ・タオル、ブラシ
- ・おもちゃ
- ・洗濯ネット（狭いところを好む傾向の強い猫は、洗濯ネットに入ると落ち着くと言われていいます） など

④ 健康管理

狂犬病予防接種、ワクチン、ダニやノミの駆除などを日頃から実施しましょう。

あわせて、ペットの写真、服用薬などの情報を記録した飼育手帳を作っておきましょう。また、それらをスマートフォンやタブレットなどで撮影しておく、手帳を持ち出せない時にも情報がわかります。

⑤ 一時預け先の確保

避難所への同行避難が困難な場合を想定し、あらかじめペットの一時預け先を確保しておくことが大切です。特に、大型の動物、危険な動物、特殊な動物、専用の飼育設備が必要な動物※をペットとして飼育している人は、災害が発生してから一時預け先を探すことが非常に困難です。必ず事前に確保しておきましょう。

※動物の愛護及び管理に関する法律により、特定動物として指定されている動物については許可を受けた飼養施設で飼養する必要があります。

ペットの一時預け先

- ペットが慣れている親戚、知人
- 動物病院
- 民間団体の施設など

※ 後日トラブルが生じないよう、条件・期間・費用など、事前に確認しておきましょう。

⑥ 避難所運営委員会と飼い主の連絡体制

避難訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を組織し、会の代表者を決めるなどして、飼い主同士の協力体制を作ることが大切です。また、会のメンバーは、ペット飼育ルールや飼育場所の検討を日頃から避難所運営委員と一緒にやっていくことが大切です。

飼い主の会（仮称）について

—目的—

一時飼育場所にいるペットの飼育・衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行います。飼い主同士の協力体制を築くため「飼い主の会（仮称）」を組織します。

—代表者の選出—

飼い主の会（仮称）の中から、避難所運営委員会との連絡窓口となる代表者を決めます。

- 代表者は、避難所のペット飼育ルールを守って飼育・衛生管理をするよう、会のメンバーに周知します。
- 代表者は、実際に災害が発生した時には、メンバーの意見を集約し、必要な物資の調達依頼などについて、避難所運営委員会との調整を行います。

2 発災時に必要な対応

①避難先・避難方法の判断

自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合は、ペットと避難場所に同行避難します。また、避難所での対応は、災害の規模や施設の大きさ、被災者の数などにより様々です。安全な状態であれば、避難所に行かずに自宅にとどまるという選択肢もあります。自分とペットの安全を優先して選ぶようにしましょう。

◆避難所で生活する

避難所では人とペットは別の場所で生活し、ペットの世話は飼い主が自ら行うことが原則です。いつも以上に周りの人に配慮し、決められたルールを必ず守りましょう。

◆自宅で生活する

自宅が安全であれば、住み慣れた自宅にいる方がペットも安心です。ただし、救援物資と情報は避難所に集まるので、必要に応じて取りに行くようにしましょう。人は無理でもペットが自宅で生活できる状況であれば、避難所から世話に通う方法もあります。二次災害の危険があるときは、同行避難をしましょう。

◆車の中で生活する

周りに気をつかわず過ごせませんが、狭い空間ではエコノミークラス症候群にならないよう定期的に車外に出して動いたり、水分をこまめに取りましょう。また、車内温度は思ったよりも上昇するため、人もペットも熱中症の危険があります。温度や湿度に注意しましょう。

◆施設等に預ける

避難所に入れない場合や、飼い主の事情、ペットの健康状態により、ペットが慣れている親戚や知人、動物病院、民間団体の施設などで預かってもらう場合があります。預ける前に条件や期間、費用などについて必ず確認しましょう。

② 避難所での飼い主の役割

ペットの一時飼育場所において、避難所のペット飼育ルールや避難所運営委員の指示に従い、飼い主が責任を持ってペットの飼育・衛生管理を行います。平常時に飼い主同士の協力体制（飼い主の会（仮称））が作られていない場合は、ペット同行避難をしてきた飼い主同士で組織します。

避難所での飼い主の役割

—適正な飼育・衛生管理の実施—

飼い主が協力して、給餌やその片付け・ペットの清潔保持・疾病の予防や害虫の発生防止など、責任を持って適正な飼育管理を行い、ペットの鳴き声や臭いなどに対する苦情や危害の発生を防止してください。

◇ ペットの一時飼育場所での個々のスペース

ペットは原則としてキャリーバッグやケージに入れてください。

また、キャリーバッグ・ケージに入らない大型犬などは、仕切り（柵）を設ける場合でも、必ずリードにつないで係留してください。リードは隣のペットと接触しない長さにし、不妊去勢手術をしていない個体同士は絶対に近づけないでください。

◇ 飼い主の明示

ペットの飼い主及び飼い主の所在を明示するため、キャリーバッグ、ケージ、または係留場所に名札などをつけてください（名札がない場合は、ガムテープにマジックで記入するなどで代用してください）。

◇ 給餌

鳴き声などのトラブル防止のため、明るい時間に行います。

例：午前7時から午後6時の間

◇ ペットの一時飼育場所及び周囲の衛生管理

飼い主同士が協力して、ペットの一時飼育場所やケージなどの清掃を徹底するとともに、必要に応じて消毒を行います。また、ペットの排泄は決められた場所で行い、排泄物は適切に処理してください。

◇ ペット同行避難者の受付

新たに避難してきた飼い主に対して、必要な手続や、ペット飼育ルールの説明を行い、協力して飼育管理を行う関係を築きます。

◇ 散歩とマナー

他の避難者に注意しながら、リードを短くして散歩します。

(散歩は、避難所のルールに従い、人の生活範囲には入らないようにしましょう。)

また、排泄物は適切に処理してください。

◇ 支援物資の管理（搬入・配給・保管など）

代表者が中心となって物資の管理を行います。

◇ 避難所のペット飼育ルールの順守と見直しなど

各避難所のペット飼育ルールを順守してください。ルールの見直しが必要な場合は、代表者が避難所運営委員会との窓口になり、必要事項などを協議します。

③ ペットの一時飼育場所を閉鎖する時

飼い主が責任を持ってペットの一時飼育場所の清掃・片付けなどを行い、原状復旧を行います。なお、閉鎖時に飼い主の見つからないペットがいた場合は、区災害対策本部にお問合せください。

ペットの一時飼育場所を閉鎖する時の片付けなど

◇ ペットの一時飼育場所の清掃（特に排泄物処理）を徹底し、消毒します。

例：水で流した後に、消毒薬で拭き取る

◇ 避難所から借りている資材や使用しなかった支援物資などの取扱いについては、代表者を通じて避難所運営委員会に確認します。

3 風水害の場合

風水害時の対策について

台風などの風水害は事前に進路や規模が予測できることから、避難が必要になった際に速やかに避難できるよう事前に準備をしておくことが大切です。

【風水害時の避難場所について】

風水害時に開設される避難所は、震災時の避難所と同じ場所とは限りません。ご自身が避難する場所やそこでの注意点について、行政が出している情報（区のホームページやSNS等）を確認しておきましょう。

【日頃の備え】

災害の規模や施設によっては、風水害時の避難所のペットの一時飼育場所は決してペットにとって最良の場所とは限りません。また、雨風がひどくなってからのペットを連れての避難（ペット同行避難）は、非常に困難であることが予想されます。

これらのことから、災害時に向けた備えの中でも、特にペットの一時預け先の確保や避難行動計画をたてておくことが重要です。

- ペットの一時預け先の確保

災害が発生してから一時預け先を探すことは非常に困難なため、事前に調整しておきましょう。

- マイ・タイムライン（避難行動計画）

大阪市では一人ひとりにあったマイ・タイムライン（避難行動計画）の作成を勧めています。

お住まいの地域の水害ハザードマップ（防災の地図）を確認し、被害が想定されている地域の場合は、事前にお問い合わせした一時預け先へ預けるなど、いざという時に速やかに避難できるよう、ペットを考慮したマイ・タイムラインを家族で考えておきましょう。

災害時避難所 編

避難所は、多くの避難者が共同で生活を送る場所です。

避難所運営委員会は、避難所の円滑な運営のために、あらかじめペットと同行避難して来る人を想定し、ペットの一時飼育場所を設定することで、他の避難者とのトラブルを防ぎ、円滑な避難所運営を行うことができます。また、地域の特性に合ったペット飼育のルール作りなど、平常時から準備しておくことが大切です。

1 平常時に備えておくこと

① ペットの一時飼育場所の設定

次のポイントを考慮した上で、あらかじめ避難所の敷地内（雨や風をしのぐことができる場所が適切）等にペットの一時飼育場所を設定しておきましょう。

ペットの一時飼育場所の設定ポイント

避難者とペットの住み分けや動線の分離を考慮して設定します。

◇避難所活動の妨げにならない場所

→ 車両の出入り、支援物資の積み下ろし、炊き出しなどの妨げにならないようにする。

◇ペットを飼育していない避難者と接触しない場所

→ ペットを飼育していない避難者と接触しないようにする。

※動線が交わらないようにする。

◇部外者やこどもの立入制限をかけやすい場所

→ 咬傷事故（かみつき）などの発生防止

◇直射日光や雨や風をしのぐことができる場所

→ 屋根や庇（ひさし）のある場所、テントやブルーシートなどを利用する。

◇清掃しやすい場所

→ 臭いや病気の発生を防止する。

清潔に保つことにより、避難者からの苦情が軽減する。

（水を近くで使用できると、清掃等がしやすくなります。）

◇鳴き声や臭いの影響の少ない場所

→ 鳴き声や臭いは、避難者とのトラブルの原因となるため、人への影響ができるだけ少ない場所を設定する。

※災害や他のペットの影響で神経質になり吠える可能性があります。

◇係留できる柱やフェンスがある場所

→ 原則としてキャリーバッグやケージに入れて飼育しますが、入れない大型犬などは、リードにつないで飼育することを想定します。

② ペット飼育ルールの設定

ペットの飼育管理は飼い主が行いますが、他の避難者への配慮や飼い主同士のトラブル防止のため、各避難所の状況に応じたペット飼育ルールの設定が必要です。そのため、下記のルールを参考に、事前に決めておきましょう。

基本的なペット飼育ルール（例）

◇ペットの世話は、ペットの一時飼育場所において、飼い主もしくは飼い主の会（仮称）（以下、「飼い主等」という）が行うこと

◇人の生活範囲内へペットを連れて入ることは禁止

◇ペットの飼い主が誰であるか明示すること

（首輪への迷子札・鑑札・狂犬病予防注射済票の装着のほか、ケージなどに飼い主の氏名や居場所等の情報を記入した名札などをつける）

各避難所の状況に応じたペット飼育ルール（例）

- ◇飼い主同士の中で代表者を決め、給餌・清掃・排泄物処理などについては、飼い主同士が話し合いのうえで決定し、避難所運営委員会に報告すること
- ◇避難所におけるペットに関するトラブルは、飼い主等で解決すること
- ◇ペットと飼い主が触れ合う（遊び・散歩など）際は、鳴き声などで他の避難者に対して迷惑をかけたり、咬んで危害を加えたりすることのないよう、場所や時間帯（早朝・深夜の時間を避ける）に配慮すること
- ◇ペットに関する苦情があった場合、飼い主等は速やかに対応すること
- ◇避難所運営委員会の指示に従うこと

受入れ対象の動物について

原則として、犬・猫など、避難所で飼い主等が安全かつ責任を持って管理することができ、避難所運営委員会が認める動物です。

それ以外の動物（大型の動物、危険な動物、専用の飼育設備が必要な動物など）は避難所での受入れは困難なため、次のような対応を行ってください。

【受入れ困難な場合の対応】

- ◇避難所以外での飼育とする（自宅の敷地内などの安全な場所）
- ◇ペットが慣れている預け先や災害時に預かってもらえる親戚、知人、動物病院、民間団体の施設などに預ける

③ 防災訓練でのペット同行避難への取組

防災訓練時に、ペット同行避難を想定した訓練（受入訓練など）を行ってください。ペットの飼育・衛生管理は、原則として飼い主が行いますが、訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を発足し、飼い主の窓口となる代表者を決めるなどして、飼い主同士の協力体制を整えることも大切です。なお、代表者は、ペットの一時飼育場所の責任を負う人ではありません。飼い主一人ひとりが責任を持って、飼育・衛生管理を行います。

ペット同行避難への取組例

<p>ペット同行避難の理解・周知</p>	<p>本ガイドライン等を参考に、同行避難に対する理解と周知をすすめます。ペットを飼っている人と、飼っていない人の双方に理解してもらうことが大切です。</p>
<p>ブースの設置・展示 （理解の促進とペットの一時飼育場所の確認）</p>	<p>防災訓練時にペット防災に関するブースを設けます。飼い主が日頃から備えておくべきフードやケージ等の物品を展示し、参加者に説明します。ペットの一時飼育場所が設定されていれば、そこにブースを設けると分かりやすいでしょう。チラシやポスターなどの配布や講義形式など、様々な方法があります。</p>
<p>ペットの一時飼育場所への同行避難訓練 （飼い主の備えとルールの確認、避難体験）</p>	<p>地域の飼い主に実際にペットを連れて避難して来てもらい、一時飼育場所に並べたケージに入れて様子を見ます。避難所での基本的な飼育ルールを見やすい場所に掲示し、日頃からの備えは十分だったか、ペットは飼い主と離れても大丈夫か等を飼い主に確認してもらいましょう。</p>
<p>飼い主同士の協力体制（飼い主の会）の構築やルール作り</p>	<p>広く地域の飼い主に呼びかけ、飼い主同士の協力体制（飼い主の会）を築きましょう。また、避難所運営委員会、飼い主の会、地域住民など、さまざまな人の意見を取り入れながらペット同行避難の避難所独自のルール作りをすすめましょう。</p>
<p>飼い主同士による受入・運営訓練 （受入れ～管理体制の確認）</p>	<p>ルールができていない避難所では、参加した飼い主による受付や運営の訓練を行い実際に体験しましょう。避難後の清掃や飼育管理についても参加者で確認し、話し合っておきましょう。</p>

2 ペットの一時飼育場所での対応

① 避難所での受付

被災者がペットと同行避難してきた場合、飼い主やペットの情報を把握するため、受付時に「避難所ペット登録票」「ペット情報カード」を、飼い主に記入してもらいます。（ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル8・9ページ様式参照）

避難所のペット飼育ルールを説明します。

ペットに名札などを付けて、飼い主がわかるようにします。なお、ペットに付ける名札などがない場合は、ペットの一時飼育場所のケージや係留場所に、飼い主名を記入した養生テープやガムテープを貼りつけるようにしてください。

【避難所ペット登録票の記載例】

◇飼い主の情報（住所・氏名・連絡先・被災状況など）

◇ペットの情報

（数・種類・名前・特徴・留意事項（性格特徴・健康状態・予防注射接種・不妊去勢手術など））

◇携行品の有無、種類など

※ 個人情報の管理には十分注意してください。

② ペットの一時飼育場所への誘導

飼い主とペットを、あらかじめ設定したペットの一時飼育場所へ誘導します。

ペットの一時飼育場所に誘導する際のポイント

◇動物の種類や大きさごとに区分けする（犬・猫・その他エリアを決める）

◇ケージにタオルなどをかけて目隠しをする

◇係留する場合（咬傷やトラブル防止のため、次のような配慮をする）

- ・ペット同士が接触しないよう、なるべく距離をおく
- ・必ずリードにつないで、可能であれば柵（仕切り）を設ける
- ・リードは、隣のペットと接触しない長さにする
- ・不妊去勢手術をしていない動物は、他の動物と接触しないようにする

③ 身体障がい者補助犬の取扱い

身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬：以下「補助犬」という）はペットではありません。被災者が補助犬を連れて避難してきた場合には、補助犬の避難所への入室を拒んではならないことが身体障害者補助犬法で定められています。（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）補助犬の同伴については、円滑に受け入れを行ってください。

【注意点】

- 補助犬は訓練されていますが、環境の変化などにより神経質になっていることがあるため、不用意に触れたりしないよう、他の避難者に周知する必要があります。
- 避難者の中には動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいます。そのような方への配慮をいたうえで、補助犬と飼い主が過ごせる場所の確保などを、事前に検討してください。

④ 区災害対策本部への連絡

◆ペットの支援物資の要請

避難所運営委員会は、避難所でペットに関する物資が不足している場合は、飼い主の代表者（代表者のいない場合は飼い主）と調整し、区災害対策本部に必要な支援物資を要請してください。

ペットに関連する支援物資

数日間で支援物資が届くと想定していますが、被災状況によっては長期間を要する可能性があります。

【支援物資の例】

ペットフード、ペットシート、ケージなど

【避難所以外に避難されている人（在宅避難・車の中で飼育など）への配慮】

避難所に届いた支援物資は、避難所以外に避難されている方にも提供してください。

また、支援物資の情報などが、避難所を訪れた人に伝わるよう、必要に応じて掲示などで周知をしてください。

◆ペットの保護管理

避難所に次のようなペットがいる場合は、「避難所ペット登録票」の保護したペット情報欄に記入の上、区災害対策本部に連絡してください。

【ペットの保護管理情報】

◇飼い主の分からないペットがいる場合

◇飼い主が被災したことによって、飼育困難となったペットがいる場合

⑤ ペットの同行避難者（飼い主）への指示

ペットの一時飼育場所などにおいて、次のような事柄（苦情）が発生した場合は、該当するペットの飼い主又は飼い主の会の代表者に対して改善するように指示をしてください。

飼い主及び飼い主の会（仮称）代表者への指示

【例】

◇ペットの一時飼育場所において、適切な飼育・衛生管理がされていない場合

（給餌・清掃・排泄物の処理など）

◇他の避難者からの指摘（臭い・鳴き声・抜け毛など）があった場合

◇ その他、避難所運営をするうえでペット同行避難に関連した事柄（苦情） など

⑥ 避難者への周知

飼い主以外の避難者に、避難所でペットが飼育されていることを周知します。また、ペットに起因する事故（咬みつぎ）などのトラブル防止のために、飼い主以外がペットの一時飼育場所に立ち入らないよう、注意を呼び掛けてください。

※ 避難者の受入時や掲示などで「ペットの一時飼育場所」があることを伝えてください。